

漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業のうち養殖経営緊急対策支援事業 実施要領

「漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業費補助金」の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）及び秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の目的

「漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業」（以下「本事業」という。）は、社会情勢の影響で続く飼料や種苗の価格高騰に起因する養殖業経営の悪化に対し、飼料及び種苗の生産に係る一部経費の高騰分相当を支援し、経営の安定化を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

社会情勢等の影響を受けている養殖業者に対し、生産に不可欠な種苗及び飼料について、価格の高騰分を支援する。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は令和8年度とする。

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は養殖業者とする。

第5 助成措置

1 県は予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

2 補助対象及び補助率

別表1のとおりとする。なお、補助金の交付額は、別表1に定める補助対象期間内に購入した数量を対象とし、次により算出した額の合計とする。

(1) サーモン

補助対象期間内に購入した飼料または種苗の購入単価から、補助対象期間の開始日の1年前から前日までの期間（前年同期）に購入した飼料または種苗の単価を差し引いた額（価格高騰分）に、補助対象期間内の購入数量を乗じて得た額。

(2) アユおよびマス類

補助対象期間内に購入した飼料または種苗の数量に、別表1に定める定額の補助単価を乗じて得た額。

3 補助金の取扱

補助金の交付事務等の取扱に関しては、要綱に定めるものとする。

4 補助対象外経費

事業に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象外とする。

- (1) 県に提出する書類の作成、提出に要する費用
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) その他、当該事業の実施に関連のない経費

5 補助金の下限額

事業に係る補助金の下限は5万円とし、5万円未満のものは補助の対象としない。

- 6 事業主体の負担の軽減を図るため、関係市町村と県で協調して助成を行うことができる。

第6 事業採択基準

本事業の採択基準は次のとおりとする

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。
- 3 同一提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

第7 事業計画の承認

- 1 本事業を実施しようとする者は、実施計画承認申請書（様式1）に事業実施計画書（様式2）を添付し、農林水産部長へ提出するものとする。ただし、申請期限については別に定める。
- 2 農林水産部長は提出された実施計画承認申請書（様式1）と事業実施計画書（様式2）について内容を審査し、適正と認める場合は、承認通知書（様式3）により承認するものとする
- 3 承認された事業実施計画の変更を行う場合の手続きは上記1及び2に準じて行うものとする

第8 事業の実施基準

本事業の実施に当たり、事業に係る経費は、事業実施地域及び事業内容の実情に即した適正な価格により算定するものとする。

第9 報告

事業実施主体は、本事業が完了したときは、要綱第10条に規定する補助事業等実績報告書に事業実績書（様式4）等を添付して農林水産部長に報告するものとする。

第10 事業の推進体制

県は、本事業の効果的・効率的な推進を図るため、事業実施主体に対し、専門的な指導、助言を行うものとする。

第 11 事業実施後の措置

- 1 事業実施主体が事業実施後に第 6 に定める事業の実施採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。
ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第 13 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 実施計画承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1
- 2 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
- 3 実施計画承認通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3
- 4 事業実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

別表 1

補助対象魚種	補助対象経費の区分	補助率	補助対象期間
サーモン（海面）	種苗	補助事業に要する経費 の 10 分の 10 ^{※1,2}	令和 8 年 2 月 1 日 ～令和 9 年 1 月 31 日
	飼料		
アユ（内水面）	種苗	定額（2,600 円/kg）	
	飼料	定額（900 円/袋 ^{※2} ）	
マス類（内水面）	飼料	定額（1,300 円/袋 ^{※2} ）	

※1 補助事業に要する経費とは、補助対象期間内の購入単価と、令和 7 年 2 月～令和 8 年 1 月までの購入単価の差額をいう。

※2 補助単価の単位数量は、飼料は 1 袋あたり 20kg、種苗は 1kg を基準とする。

※3 各魚種とも、補助対象期間内に実際に購入した数量を補助率に乗じて補助金額を算定する。

様式 1

(番 号)
令和 年 月 日

秋田県農林水産部長 あて
(水産漁港課扱い)

住所
氏名

令和 8 年度漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業
(養殖経営緊急対策支援事業)
実施計画承認申請書

漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業のうち養殖経営緊急対策支援事業実施要領第 7
の 1 の規定に基づき、事業実施計画の承認を申請します。

様式 2

令和 8 年度漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業
(養殖経営緊急対策支援事業)
実施計画書

1 申請業者の概要

申請業者	名 称			
	所在地	〒		
	電 話		F A X	
	E-MAIL			
	U R L			
代表者 職・氏名				
事務担当者 職・氏名				
設立年月				
現在の 事業内容				

2 事業概要

実施予定 年月日	
実施場所	
現状	※物価高騰によりどのような影響が出ているかわかるように記載してください。
事業目的	※本事業を実施することで、物価高騰の影響をどのように克服しようと考えているのか具体的に記載してください。
事業内容	

3 生産計画

対象水産動物	数量	サイズ	販売先	備考
	千尾	mm	〇〇漁協	

4 飼料購入計画

名称	数量	単価	価格	対象魚種	備考
	袋・kg	円	単価×数量		

※内水面養殖業者（アユ、マス類生産）においては、単価および価格の欄は記入不要

5 種苗購入計画

魚種	数量	単価	価格	備考
	尾・kg	円	単価×数量	

※内水面養殖業者（アユ生産）においては、単価および価格の欄は記入不要

様式 3

水 一
令和 年 月 日

(事業実施主体) 様

秋田県農林水産部長

令和 8 年度漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業
(養殖経営緊急対策支援事業)
実施計画承認通知書

令和 年 月 日付け(番号)で申請のあったこのことについて、漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業のうち養殖経営緊急対策支援事業実施要領第 7 の 2 の規定に基づき、申請のとおり承認します。

つきましては、秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金等交付要綱第 2 条の規定に基づき、補助金等の交付申請手続きを行ってください。

様式 4

令和 8 年度漁業資源維持・経営安定化緊急支援事業
(養殖経営緊急対策支援事業)
事業実績書

1 申請業者の概要

申請業者	名 称			
	所在地	〒		
	電 話		F A X	
	E-MAIL			
	U R L			
代表者 職・氏名				
業務担当者 職・氏名				
設立年月				
現在の 事業内容				

2 事業概要

実施年月日	
実施場所	
事業実施 内容	
事業の 達成状況	

3 生産数量

対象水産動物	数量	サイズ	販売先	備考
	千尾	mm	〇〇漁協	

4 飼料購入実績

名称	数量	単価	価格	対象魚種	備考
	袋・kg	円	単価×数量		

※内水面養殖業者（アユ、マス類生産）においては、単価および価格の欄は記入不要

5 種苗購入実績

魚種	数量	単価	価格	備考
	尾・kg	円	単価×数量	

※内水面養殖業者（アユ生産）においては、単価および価格の欄は記入不要

※購入日は、原則として領収書に記載された領収年月日（支払日）とする

※飼料および種苗の購入実績がわかる書類（領収書等）を添付すること